○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成十三年七月十七日
徳島県規則第五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年徳島県規則第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(再生利用業の指定の申請等)

第二条　省令第九条第二号及び第十条の三第二号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2　知事は、指定をしたときは、再生利用業指定証(様式第二号)を交付するものとする。

3　指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第三号)に再生利用業指定証を添えて、知事に変更の指定の申請をしなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4　第二項の規定は、前項の変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止の届出)

第三条　再生利用指定業者は、当該指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届(様式第四号)に再生利用業指定証を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

(再生利用業に係る変更の届出)

第四条　再生利用指定業者は、当該指定に係る次の各号に掲げる事項のいずれかを変更したときは、再生利用業変更届(様式第五号)に再生利用業指定証を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

一　住所
二　氏名又は名称
三　事務所及び事業場の所在地
四　再生利用の目的
五　再生利用の方法
六　取引関係

(再生利用業指定証の再交付)

第五条　再生利用指定業者は、再生利用業指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用業指定証再交付申請書(様式第六号)を知事に提出して、その再交付を申請することができる。この場合において、当該再交付の申請が再生利用業指定証をき損し、又は汚損したことによるものであるときは、当該再生利用業指定証を添付しなければならない。

2　再生利用指定業者は、再生利用業指定証の再交付を受けた後、亡失した再生利用業指定証を発見したときは、速やかに当該再生利用業指定証を知事に返納しなければならない。

(再生利用業指定証の返納)

第六条　再生利用指定業者は、指定を取り消されたときは、速やかに再生利用業指定証を知事に返納しなければならない。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行前になされた申請及び届出は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定によってなされたものとみなす。

3　改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第八条第二項の規定により交付した産業廃棄物再生利用業者指定証は、改正後の規則第二条第二項の規定により交付した再生利用業指定証とみなす。

附　則(平成一七年規則第九号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附　則(令和三年規則第二一号)

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2　この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

様式第1号(第2条関係)

(平17規則9・令3規則21・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

年　　月　　日

徳島県知事　　殿

住所

申請者

氏名

(法人にあっては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

再　生　利　用　業　指　定　申　請　書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)に規定する指定を受けたいので，次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所	
	事業場	
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類，数量，設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式，構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所	
	再生輸送業者(再生活用業者)の氏名又は名称及び住所	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		

注　次に掲げる書類等を添付すること。

1　事業計画の概要を記載した書類
2　取引関係を記載した書類
3　生活環境保全上の対策を記載した書類
4　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
5　申請者が法人である場合には，定款又は寄附行為及び登記事項証明書
6　申請者が個人である場合には，住民票の写し

様式第2号(第2条―第6条関係)

様式第2号(第2条―第6条関係)

第　　号

再　生　利　用　業　指　定　証

住所
氏名又は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)の規定により，次のとおり指定する。

年　　月　　日

徳島県知事　　印

1　指定年月日

2　指定番号

3　事業の範囲

(1)　再生活用及び再生輸送の別

(2)　取り扱う産業廃棄物の種類

4　再生利用の方法

5　取引関係

様式第3号(第2条関係)

(平17規則9・令3規則21・一部改正)

様式第3号(第2条関係)

年　　月　　日

徳島県知事　　殿

住所
申請者
氏名
(法人にあっては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

再　生　利　用　業　変　更　指　定　申　請　書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第3項の規定により，再生利用業の指定に係る事業の範囲の変更の指定について，次のとおり申請します。

指定年月日			
指定番号			
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			

注　次に掲げる書類等を添付すること。

1　事業計画の概要を記載した書類
2　取引関係を記載した書類
3　生活環境保全上の対策を記載した書類
4　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
5　申請者が法人である場合には，定款又は寄附行為及び登記事項証明書
6　申請者が個人である場合には，住民票の写し

様式第4号(第3条関係)

(令3規則21・一部改正)

様式第4号(第3条関係)

年　　月　　日

徳島県知事　　殿

住所
届出者
氏名
(法人にあっては,主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

再　生　利　用　業　廃　止　届

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条の規定により,再生利用業の指定に係る事業の範囲の全部(一部)の廃止について,次のとおり届け出ます。

指定年月日	
指定番号	
全部(一部)の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	

様式第5号(第4条関係)

(令3規則21・一部改正)

様式第5号(第4条関係)

年　　月　　日

徳島県知事　　殿

住所
届出者
氏名
(法人にあっては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

再　生　利　用　業　変　更　届

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条の規定により，再生利用業の指定に係る事項の変更について，次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
変更年月日		
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第6号(第5条関係)

(令3規則21・一部改正)

様式第6号（第5条関係）

年　　月　　日

徳島県知事　　殿

住所
申請者
氏名
（法人にあっては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

再生利用業指定証再交付申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条第1項の規定により，再生利用業指定証の再交付について，次のとおり申請します。

指定年月日		
指定番号		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由		